



明日の笑顔がココにある

アイドカ AIDCA トピックス

毎月2と5のつく日はニコニコ保険相談デー
毎週土日はファミリー保険相談デー 開催中
相談ご希望の方は、お電話でご予約下さい
トピックスをご覧になった方は相談料無料です

総合保険代理店 有限会社 アイドカ

盛岡市高松2-2-7-2F

TEL019-663-8113 FAX019-663-8114

メール fp@aidca.co.jp

発行日 2006年12月10日 第85号

発行部数 郵送:550 FAX:550 メール:50

介護保険について考えてみませんか ソニー生命から新しい介護保険が発売されました

介護保険・・・平成12年に公的介護保険制度が導入され、現在多くの方が利用しています。

【公的介護保険とは】 国の社会保障制度として平成12年に導入されました。

公的介護保険の給付対象者は65歳以上の全ての要介護（要支援）の方が対象になります。（一部40歳以上）公的介護保険では介護を必要とする程度に応じて7段階の認定を受けその区分毎に設けられた利用限度額の範囲内で介護サービスを受けることが出来ます。ただし、原則として利用額の1割は自己負担となります。なお利用限度額は地域により異なります

長引く介護状態や費用負担の不安等からにわかに民間の介護保険のニーズが多くなっています。各保険会社でも様々な介護保険を発売していますが、今回は11月にソニー生命から発売された5年ごと利差配当付終身介護保障保険についてお知らせします。

【特長】 ○ 一生涯を通じて保障を得られます。（介護保障・死亡保障は生涯継続します）

○ 所定の介護状態になられた時、収入が確保できます。

（公的介護保険制度の要介護2以上の状態※になられた時には介護一時金および介護年金をお支払します。また、その介護状態が継続している限り一生涯介護年金をお支払します）

○ 死亡給付金額をお選びいただけます。（基本介護年金額の5倍、7倍、10倍の中からお選び頂けます）

【仕組みとご契約例／死亡給付倍率5倍】

●被保険者 50歳 男性

●基本介護年金額 60万円

●死亡給付金 300万円

●保険期間：終身／保険料払込期間：70才

● 個別月払保険料 15,840円

※保険料は年齢・性別・死亡給付倍率により異なります。介護一時金・介護年金をお支払した場合には死亡給付金額から介護一時金・介護年金の合計額を差引いてお支払いします。

※公的介護保険制度が変更された場合、契約内容・保険料の変更を行うことがあります。詳しくはお問い合わせ下さい。SL06-512-088

！指定代理請求人をご確認下さい

先日田中がテレビ岩手の「5きげんテレビ」に出演した際に、医療保険の「指定代理請求」の話をしたところ、お問合せを沢山頂きました。医療保険等で被保険者自身が給付金を請求出来ない状態になった場合に代って請求手続きをする人です。（一般的には配偶者・親子など）ご自分の契約についてご不明な方はアイドカへお問合せ下さい。

年末年始休暇のご案内

12月30日(土)～H19年1月4日(木)

上記期間年末年始休暇となります。

仕事始めは1月5日(金)恒例の書初め大会を開催します。参加希望の方は、高松事務所にご来店下さい。道具は用意しております。